

市役所からのお知らせ

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

問 税務課固定資産税係

☎内線 1111

令和5年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月3日から始まります。

縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していただく制度です。

【縦覧帳簿の内容】

土地価格等縦覧帳簿には、所在地、地目、地積および価格を記載しています。家屋価格等縦覧帳簿には、所在地、家屋番号、種類、構造、床面積および価格を記載しています。

【縦覧できる人】

土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（家屋のみの納税義務者は、縦覧できません）。家屋価格等縦覧帳簿は、市

内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（土地のみの納税義務者は、縦覧できません）。

※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【縦覧の期間】

4月3日（月）
～5月31日（水）
（土・日・祝日を除く）
午前8時30分
～午後5時15分

【縦覧場所】

市役所税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】

手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。

なお、資産確認のため名寄帳の交付を受ける人は、マイナンバーカードや運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要となります。

※代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要で

わたしたちの郷土

～文化財は地域の宝～

住宅建築や土地開発を行う時は、「埋蔵文化財」の確認が必要です

まずは確認!!

WEB上の「長崎県遺跡地図」で確認または、文化財課に照会（窓口、メールでも受け付けています）

(URL)<http://iseki.news.ed.jp/iseki/controller/iseki.php>



長崎県遺跡地図

検索

遺跡の範囲内である場合、着工 60 日前に埋蔵文化財発掘の届出が必要になります。

工事を予定されている場合は、範囲に該当するのか、手続きの内容などお早めにご相談ください。



埋蔵文化財（地中に埋まっている文化財）は、私たちの共有財産であり、地域の歴史を語る貴重なものです。埋蔵文化財の存在が知られている土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」といいます。

もし、「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」の範囲内で住宅建築や、土木工事、造成工事などで土地の形状を変更する場合は、事業内容や面積に関わらず、文化財保護法第93条第1項の規定により、工事等の着工60日前に「埋蔵文化財発掘の届出」が義務づけられています。手続きの内容など、まずは問合せ先へご連絡ください。

問合せ先 文化財課文化財係 ☎内線 356

これまで趣味や習い事で身に付けた特技などを、市内の児童・生徒や地域の人たちに教えるボランティア講師を募集します。

学校や公民館などに出向き、自分の特技を教えることによっては、市民皆さんの生きがいづくりと学習活動の促進を図るものです。皆さんの申し込みをお待ちしています。

【申込方法】

「まつうら出前講座」ボランティア編講師登録申込書に必要事項を記入し、提出してください。

○申込書は問合せ先および各市立公民館に設置しています。市ホームページからもダウンロードできます。

障害のある方が受給できる各種手当

問 福祉事務所障害福祉係 ☎内線 157

身体または精神に重度または中度の障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です。

特別障害者手当

○申請できる人

20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人（障害年金と併給可能です）

○申請できない人

- ①病院等に継続して3か月を超えて入院している人
- ②施設等に入所中の人
- ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

○手当月額 27,980円

支給月 5月・8月・11月・2月※支給金額は令和5年4月から適用

障害児福祉手当

○申請できる人

20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人

○申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人
- ②施設等に入所中の人
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

○手当月額 15,220円

支給月 5月・8月・11月・2月※支給金額は令和5年4月から適用

特別児童扶養手当

○申請できる人

20歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）

○申請できない人

- ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
- ②施設等に入所中の児童の父母
- ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

○手当月額 1級 53,700円 2級 35,760円

支給月 4月・8月・11月※支給金額は令和5年4月から適用